

平成 23 年における
裁判員裁判の実施状況等に関する資料
(ダイジェスト版)

最高裁判所事務総局

平成23年は、1年間に1,525の裁判員裁判が実施された。

20代から70歳以上の幅広い世代から、様々な職業の男女8,815人が裁判員に選任され、全国50の地方裁判所において、殺人、強盗致傷等の重大事件に関する刑事裁判に参加した。選定された裁判員候補者13万1860人の約半数は、裁判所での手続に参加することなく事前の書面の申出により辞退が認められる一方で、選任手続期日への裁判員候補者の出席率は、78.4パーセントという高水準に達している。

また、裁判員が裁判に参加した平均日数は5.0日であり、約7割の裁判が5日以内で終了している。このうち、裁判員が法廷での審理に立ち会った時間は11時間余りであり、評議を行った時間は9時間余りとなっている。

凡　　例

[用語]	[定義・説明]
裁判員裁判対象事件	平成21年5月21日の裁判員制度施行後に起訴された法2条1項各号に該当する事件及び法5条本文に該当する事件。
新受人員	起訴された被告人の員数又は他の裁判所から移送等によって受理した被告人の員数（延べ人員）。同一の被告人について複数の起訴等があったときは、その都度計上した。
終局人員	判決、決定、その他で終局した被告人の員数（事件票に基づく員数）。法3条1項の除外決定があったものを除く。複数の被告人に対する事件の審理が併合されて終局となった場合には、各被告人の員数を計上し、同一の被告人に対する事件の審理が併合されて終局となった場合には、全事件を通じて1人として計上した。ただし、同一の被告人に対する事件を分離し、各別に終局となつた場合には、終局した事件ごとに1人として計上した。
実審理予定日数	裁判員等選任手続期日のお知らせ（呼出状）に記載した公判期日等（評議のみの日、判決のみの日を含み、選任手続期日のみの日を含まない。）が予定されている日数の合計である。
判決人員	裁判員の参加した合議体により審理終局した被告人の員数（実人員）。少年法55条による家裁移送決定があったものを含み、裁判員法3条1項の除外決定があったもの及び裁判員が参加する合議体で審理が行われずに公訴棄却判決があつたものを含まない。ただし、公判前整理手続に関する図表の判決人員は、裁判員裁判対象事件以外の事件について、公判前整理手続に付されずに公判を開いた後、罰則の変更等により裁判員裁判対象事件になり、期日間整理手續に付されたものがあるため、他の図表の判決人員とは異なる。
審理期間	事件の受理の日から終局までの期間（併合事件がある場合は、最初の事件を受理した日から終局までの期間。）（月数）をいう（多くの事件では、起訴状を受理した日から判決宣告までの期間である。）。
公判前整理手続期間	公判前整理手續に付す旨の決定があつた日から同手續が終了した日までの期間（月数）をいう。

目 次

第1 実施状況の概要

1 概況	1
図表1 裁判員裁判対象事件の概況データ	(1)
2 事件数及び裁判員等の負担	2
図表2-1 罪名別的新受人員	(2)
図表2-2 罪名別の終局人員	(2)
図表2-3 職務従事日数別の終局件数の分布（自白否認別）	(3)
図表2-4 職務従事時間別の判決人員の分布（自白否認別）	(3)
図表2-5 職務従事時間別の判決人員の分布（罪名別）	(4)

第2 裁判員等の選任に関する実施状況について

1 選任手続の流れについて	5
2 名簿記載通知・調査票送付段階（裁判員候補者名簿の被登録人数 及び地方裁判所における調査の結果（調査票の回答状況等））	6
図表3 調査票の回答状況	(6)
3 裁判員候補者の選定から選任手続期日までの状況	7
図表4 出席した裁判員候補者数及び出席率（実審理予定日数別）	(7)
4 選任手続期日当日	8
(1) 不選任に関する状況	8
図表5 選任手続期日において不選任決定がされた裁判員候補者 数及びその内訳	(8)
(2) 選任の状況	9
図表6-1 選任された裁判員及び補充裁判員の総数	(9)
図表6-2 選任された補充裁判員数の平均（実審理予定日数別）	(9)
図表7 選任手続期日に出席した裁判員候補者、選任された裁判 員及び補充裁判員の属性	(10)
5 辞退申立て、許否に関する状況（選任手続全般を通じて）	11
図表8 辞退が認められた裁判員候補者数及びその辞退事由別 の内訳（選任手続期日の前と当日別）	(12)

第3 裁判員の参加する公判手続の実施状況について

1	公判手続の流れについて	14
2	概況	15
	図表9　　裁判員裁判対象事件の公判手続概況データ	(15)
3	審理	15
(1)	合議体の構成・除外決定等	15
(2)	公判前整理手続	16
	図表10　　公判前整理手続期日回数別の判決人員の分布及び平均 公判前整理手続期日回数（自白否認別）	(16)
	図表11　　自白否認別の平均審理期間及び平均公判前整理手続期間	(17)
(3)	開廷回数	17
	図表12　　開廷回数別の判決人員の分布及び平均開廷回数（自白否 認別）	(17)
(4)	公判審理（証拠調べ）	18
	図表13　　取調べ証拠数別の終局件数の分布及び平均取調べ証拠数 （自白否認別）	(18)
	図表14　　取調べ証人数別の終局件数の分布及び平均取調べ証人数 （自白否認別）	(19)
	図表15　　平均証人尋問時間及び平均被告人質問時間の内訳（自白 否認別）	(20)
4	評議	21
	図表16　　評議時間別の判決人員の分布及び平均評議時間（自白否 認別）	(21)
5	裁判の結果	21
	図表17　　罪名別・量刑分布別（終局区分別を含む）の終局人員	(22)
6	控訴・上告	23
	図表18　　第一審結果別の控訴審結果の分布	(23)
	図表19　　控訴審結果別の上告理由の分布（上告審終局分）	(24)

第4 その他

25

第1 実施状況の概要

1 概況

平成23年の裁判員裁判対象事件の概況は、図表1のとおりである。各データの詳細は右欄外に記載した各図表等を参照されたい。

図表1 裁判員裁判対象事件の概況データ

第1 実施状況の 概要	新受人員(延べ人員)	1,790(人)	(注) 図表2-1参照
	終局人員(実人員)	1,570(人)	(注) 図表2-2, 17参照
第2 裁判員等の 選任に関する 実施状況につい て	裁判員候補者名簿被登録人数	315,940(人)	(注) 図表3参照
	選定された裁判員候補者の数	131,860(人)	(注) 図表4, 8参照
	選任手続期日に出席した裁判員候補者の数	44,150(人)	(注) 図表4, 5参照
	選任手続期日への裁判員候補者の出席率	78.4(%)	(注) 図表4参照
	辞退が認められた裁判員候補者の数	77,909(人)	(注) 図表8参照
	辞退が認められた裁判員候補者の割合	59.1(%)	(注) 11頁参照
	選任された裁判員の数	8,815(人)	(注) 図表6-1参照
	選任された補充裁判員の数	2,988(人)	"
第3 裁判員の参 加する公判 手続の実施 状況につい て	平均審理期間	8.9(月)	(注) 図表11参照
	平均開廷回数	4.1(回)	(注) 図表12参照
	平均取調べ証拠数	32.5(個)	(注) 図表13参照
	平均取調べ証人数	2.3(人)	(注) 図表14参照
	平均証人尋問時間	165.4(分)	(注) 図表15参照
	平均被告人質問時間	150.3(分)	"
	平均評議時間	564.1(分)	(注) 図表16参照

2 事件数及び裁判員等の負担

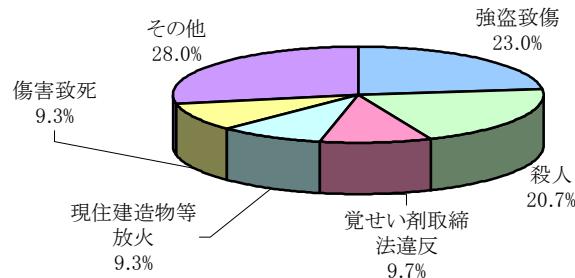
平成23年における裁判員裁判対象事件の新受人員は、全国で1,790人であり、罪名別では、強盗致傷411人、殺人370人、覚せい剤取締法違反173人などとなっている【図表2-1】。

なお、これは、同年における刑事通常第一審事件全体の新受人員（8万0608人）の2.2%を占めている。

また、終局人員は、全国で1,570人（うち判決人員は1,525人）であり、罪名別では、殺人345人、強盗致傷331人、覚せい剤取締法違反169人などとなっている【図表2-2】。

図表2-1 罪名別の新受人員

総数	1,790
強盗致傷	411
殺人	370
覚せい剤取締法違反	173
現住建造物等放火	167
傷害致死	167
その他	502



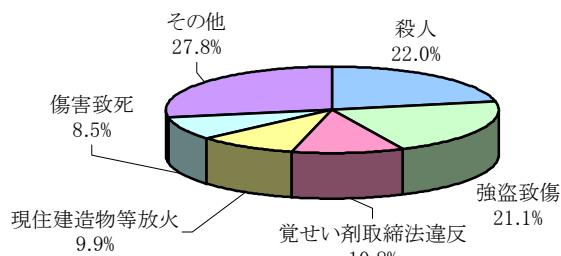
(注) 1 刑事月報による延べ人員である。

2 受理後の罰条の変更により、裁判員裁判対象事件になったものを含まず、同事件に該当しなくなったものは含む。

3 1通の起訴状で複数の罪名の異なる裁判員裁判対象事件が起訴された場合は、法定刑の最も重い罪名に計上した。

図表2-2 罪名別の終局人員

総数	1,570
殺人	345
強盗致傷	331
覚せい剤取締法違反	169
現住建造物等放火	155
傷害致死	134
その他	436



(注) 刑事通常第一審事件票による実人員である。

裁判員等が、選任手続や公判、評議等のために裁判所に出席した日数（職務従事日数）の分布を自白・否認別にみると、図表2-3のとおりである。また、裁判員等の負担や公判審理状況を示すため、選任手続以降の通算の職務従事時間を自白・否認別及び罪名別にみると、図表2-4及び図表2-5のとおりである。

図表2-3 職務従事日数別の終局件数の分布（自白否認別）

終局 件数	職務従事日数						平均職務 従事日数 (日)	
	2日	3日	4日	5日	10日 以内	10日を超える		
総数	1,442	(0.9) 13	(20.4) 294	(33.2) 479	(18.2) 263	(24.2) 349	(3.1) 44	5.0
自白	818	(1.5) 12	(33.5) 274	(42.1) 344	(13.6) 111	(9.2) 75	(0.2) 2	4.0
否認	624	(0.2) 1	(3.2) 20	(21.6) 135	(24.4) 152	(43.9) 274	(6.7) 42	6.3

(注) 1 刑事局への個別報告による件数建てであり、概数である。

2 () は総数に対する割合 (%) である。

図表2-4 職務従事時間別の判決人員の分布（自白否認別）

判決 人員	職務従事時間						平均職務 従事時間 (時)	
	12時間 以内	15時間 以内	18時間 以内	21時間 以内	24時間 以内	24時間 を超える		
総数	1,525	129	229	274	242	178	473	22.5
自白	885	122	203	198	140	90	132	18.2
否認	640	7	26	76	102	88	341	28.3

(注) 刑事通常第一審事件票による実人員である。

図表2-5 職務従事時間別の判決人員の分布（罪名別）

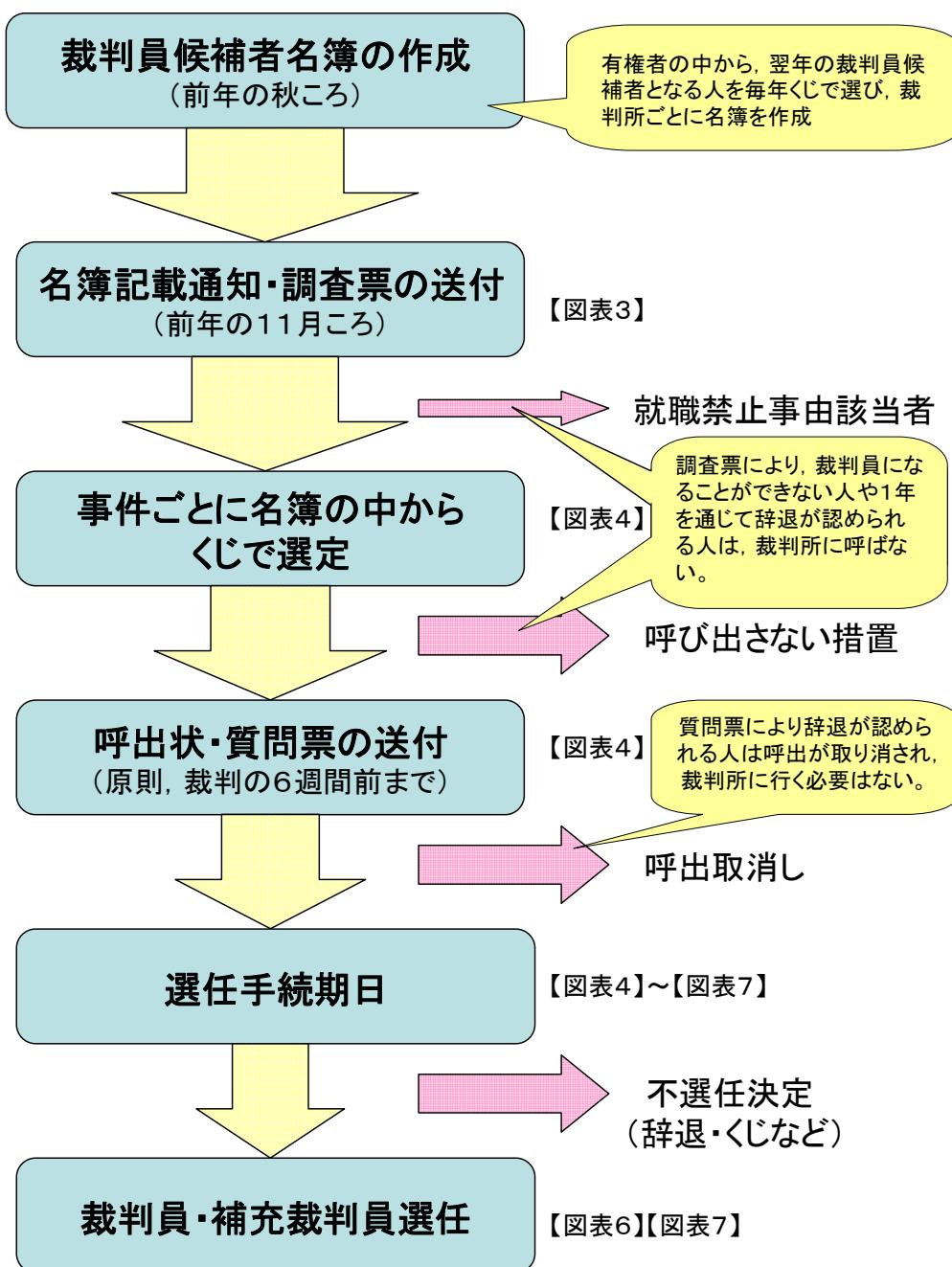
判決人員	職務従事時間						平均職務従事時間(時)	
	12時間以内	15時間以内	18時間以内	21時間以内	24時間以内	24時間を超える		
総数	1,525	129	229	274	242	178	473	22.5
殺人	337	20	44	59	57	40	117	24.2
強盗致傷	320	35	42	63	54	26	100	21.6
覚せい剤取締法違反	167	13	23	32	27	22	50	21.3
現住建造物等放火	151	17	38	28	26	15	27	19.3
傷害致死	131	8	11	20	22	13	57	24.7
(準)強姦致死傷	88	8	18	15	14	6	27	21.0
(準)強制わいせつ致死傷	87	14	27	16	8	11	11	17.2
強盗強姦	46	1	7	11	8	6	13	24.3
強盗致死(強盗殺人)	42	-	-	5	5	5	27	35.4
麻薬特例法違反	39	3	4	8	10	8	6	20.0
偽造通貨行使	26	7	7	6	4	-	2	15.1
逮捕監禁致死	25	-	-	2	2	10	11	26.9
危険運転致死	17	2	4	2	1	5	3	22.9
傷害	8	-	-	1	-	2	5	30.5
保護責任者遺棄致死	8	-	1	-	1	1	5	38.9
通貨偽造	5	-	2	1	-	1	1	18.4
集団(準)強姦致死傷	5	-	-	3	-	-	2	25.3
強盗	5	1	-	1	1	1	1	21.4
(準)強姦	3	-	-	-	1	1	1	22.4
拐取者身の代金取得等	3	-	-	-	-	-	3	27.9
組織的犯罪処罰法違反	3	-	-	-	-	1	2	35.9
銃刀法違反	2	-	-	1	-	1	-	20.0
麻薬取締法違反	2	-	-	-	-	2	-	23.1
非現住建造物等放火	1	-	-	-	1	-	-	18.4
ガス漏出等致死	1	-	1	-	-	-	-	14.5
(準)強制わいせつ	1	-	-	-	-	1	-	22.3
自殺閑与及び同意殺人	1	-	-	-	-	-	1	27.6
窃盗	1	-	-	-	-	-	1	25.1

(注) 刑事通常第一審事件票による実人員である。

第2 裁判員等の選任に関する実施状況について

1 選任手続の流れについて

裁判員候補者名簿の作成から裁判員等の選任に至るまでの流れ及び図表との関係をフローチャートで示すと、以下のとおりである。



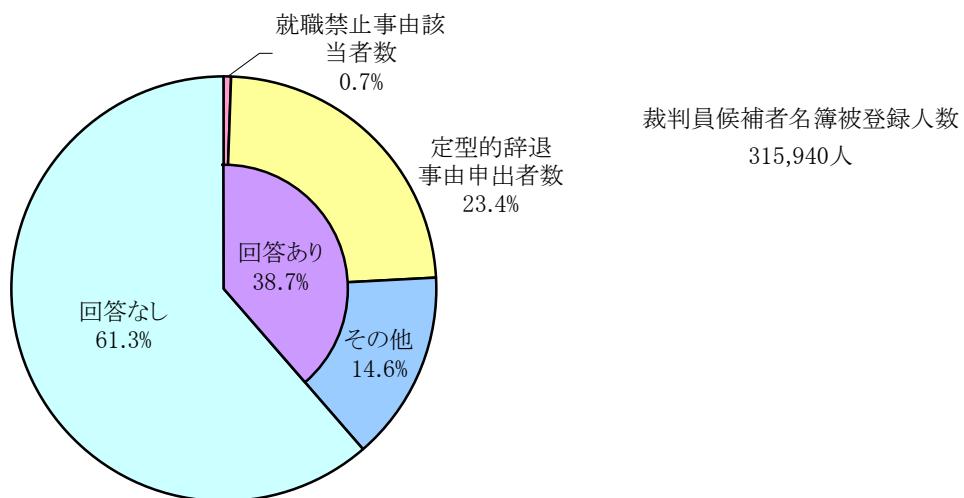
選任手続全般を通じた辞退判断の状況等につき、【図表8】

2 名簿記載通知・調査票送付段階（裁判員候補者名簿の被登録人数及び地方裁判所における調査の結果（調査票の回答状況等））

平成23年用の裁判員候補者名簿に登録された人員は、合計31万5940人（有権者全体の約0.30%であり、有権者約330人に1人の割合）である。

調査票の回答が返送された人員は、12万2222人であり^{*1}、このうち調査票で就職禁止事由に該当すると回答した人員は、2,104人で、裁判員法に定める辞退事由のうち定型的辞退事由（年間を通じて辞退が認められることが明らかな事由）により辞退を申し出た人員は7万3979人である。これらの割合をみると、図表3のとおりである。

図表3 調査票の回答状況



(注) 「就職禁止事由該当者数」とは、調査票において、就職禁止事由に該当すると回答した者の数をいう。

*1 調査票は、該当する事由がある場合のみ返送をお願いしており、必ず返送しなければならないものではない。

3 裁判員候補者の選定から選任手続期日までの状況

平成23年の裁判員裁判において選定された裁判員候補者は、合計13万1860人である。このうち、調査票の回答により辞退が認められた方などを除いた9万4109人に「裁判員等選任手続期日のお知らせ（呼出状）」を送付し、質問票の回答により辞退が認められるなどしてさらに3万7777人の裁判員候補者の呼出しが取り消された。残りの5万6332人の裁判員候補者（選任手続期日に出席を求められた人）のうち4万4150人が選任手続期日に出席した（出席率78.4%）。

図表4 出席した裁判員候補者数及び出席率（実審理予定期日別）

	総数	実審理予定期日数			
		2日以内	3日	4日	5日以上
判決人員	1,525	25	396	475	629
選定された裁判員候補者の数 (A)	[86.5] 131,860	[78.8] 1,970	[77.1] 30,551	[80.0] 38,020	[97.5] 61,319
呼出状を送付した裁判員候補者の数 (B)	[61.7] 94,109	[53.4] 1,336	[55.0] 21,793	[57.5] 27,314	[69.4] 43,666
呼出取消しがされた裁判員候補者の数 (C)	[24.8] 37,777	[20.7] 518	[20.5] 8,100	[22.3] 10,573	[29.5] 18,586
うち、辞退申出によって呼出取消しがされた 裁判員候補者の数	[23.5] 35,778	[18.8] 469	[19.1] 7,548	[21.2] 10,048	[28.2] 17,713
選任手続期日に出席した裁判員候補者の数 (D)	[29.0] 44,150	[25.2] 629	[27.2] 10,770	[27.9] 13,243	[31.0] 19,508
出席率(%) (D/(B-C))	78.4	76.9	78.7	79.1	77.8
選定された裁判員候補者のうち、選任手續期日に出席した人の割合(%) (D/A)	33.5	31.9	35.3	34.8	31.8

（注）1 刑事通常第一審事件票による延べ人員（判決人員は実人員）である。

2 「出席率」とは、選任手続期日に出席を求められた人（呼出状を送付した裁判員候補者のうち、呼出取消しがされなかつた人）のうち、現に選任手続期日に出席した人の割合をいう。

なお、「選任手続期日に出席を求められた人」には、呼出状が到達していない裁判員候補者も含まれる。

3 []は判決人員1人当たりの平均である。

4 選任手続期日当日

(1) 不選任に関する状況

選任手続期日において、不選任決定がされた裁判員候補者 3 万 1818 人の内訳は、くじ等によつて不選任となつた者（裁判員法 37 条 3 項）が 2 万 0510 人、理由を示さない不選任請求による者（同法 36 条）が 5,432 人、辞退により不選任となつた者（同法 34 条 7 項）が 5,765 人などとなつてゐる【図表 5】。

図表 5 選任手続期日において不選任決定がされた裁判員候補者数及びその内訳

出席者数	[29.0] 44,150
不選任決定がされた裁判員候補者数	[20.9] 31,818
理由あり不選任(法34条4項)	[0.1] 101
辞退による不選任(法34条7項)	[3.8] 5,765
理由なし不選任(法36条)	[3.6] 5,432
くじ等による不選任(法37条3項)	[13.4] 20,510
質問なし不選任(規35条2項, 3項)	[0.0] 10

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による延べ人員である。
 2 []は判決人員 1 人当たりの平均である。
 3 判決人員は 1525 人であり、実人員である。
 4 理由なし不選任がされた裁判員候補者数は、主観的併合があつた場合には、各々の被告人について、同一の選任手続期日にされた検察官及びすべての弁護人の請求に基づく不選任決定の合計数を計上している（この点は、理由あり不選任決定についても同様である。）。
 5 「質問なし不選任」とは、(1)あらかじめくじで裁判員等に選任されるべき順序を定めた上で、その順序に従つて質問手続を行い、必要な裁判員候補者数に満ちたときに質問を打ち切る、いわゆる抹消方式及び(2)選任手續期日のはじめに質問を受けるべき裁判員候補者を決めるためのくじを行う方式により、質問を受けることなく、法 37 条 3 項の不選任決定がされたものをいう。

(2) 選任の状況

選任された裁判員は8,815人、補充裁判員は2,988人（1事件当たり平均2.1人）となっている【図表6-1、6-2】。

また、選任された裁判員等に対するアンケート^{*2}をもとに、裁判員等の性別や職業等をみると、図表7のとおりである（回答者数は図の左側に示したとおりである。）。

アンケートに回答していただいた裁判員の属性をみると、男性が55.1%、女性が42.3%であり、年代もほぼ各年代にわたっている。職業についてもお勤めの方が55.8%と過半数を占めている。補充裁判員や裁判員候補者においてもおおむね同様の結果となっている。

図表6-1 選任された裁判員及び補充裁判員の総数

終局件数	1,442
選任された裁判員の数	8,815
選任された補充裁判員の数	2,988

- (注) 1 刑事局への個別報告による概数である。
 2 裁判員及び補充裁判員の数は実人員である。
 3 補充裁判員から裁判員に選任された場合は、重複して計上した。

図表6-2 選任された補充裁判員数の平均（実審理予定日数別）

	総数	実審理予定期数			
		2日以内	3日	4日	5日以上
選任された補充裁判員数の平均	2.1	1.3	1.9	2.0	2.3

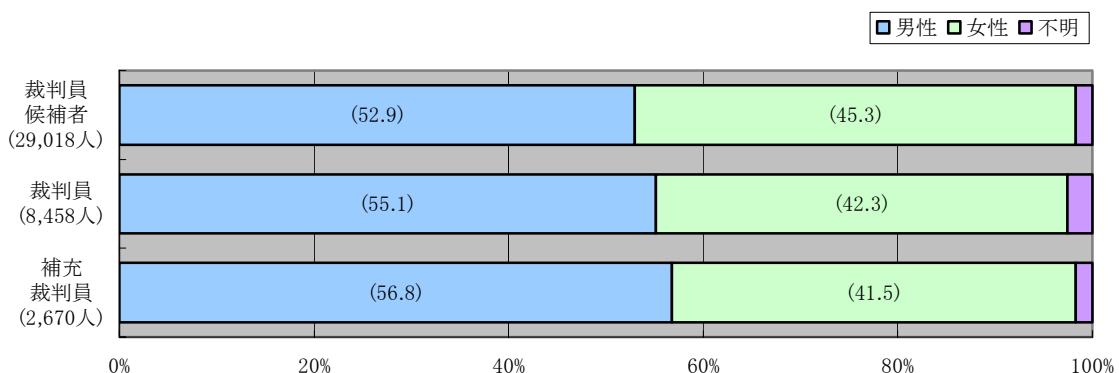
- (注) 1 刑事通常第一審事件票による。
 2 選任された補充裁判員数の平均は、

$$\frac{\text{選任された補充裁判員数(延べ人員)}}{\text{判決人員(実人員)}}$$
により算出した。

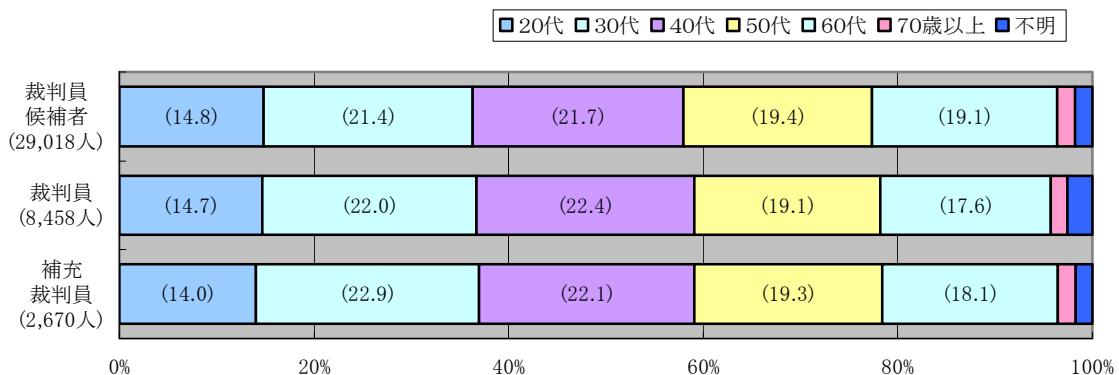
*2 アンケートの回答は任意であり、回答数は裁判員等の総数とは一致しない。

図表7 選任手続き日に出席した裁判員候補者、選任された裁判員及び補充裁判員の属性

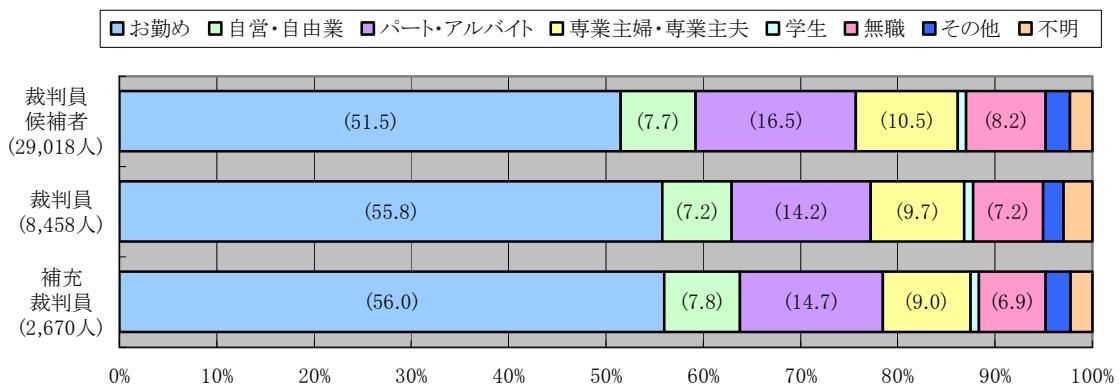
性別



年代別



職業別



(注) 1 裁判員等へのアンケートに対する有効回答に基づく数値である。

2 「お勤め」には公務員、会社経営者を含む。

5 辞退申立て、許否に関する状況（選任手続全般を通じて）

裁判員候補者のうち、辞退が認められた人員とその辞退事由の内訳をみると、図表8のとおりであり、13頁の円グラフは、辞退が認められた人員を辞退事由の割合に応じてグラフ化したものである。いずれも選任手続期日の前と当日別に示している。

選定された裁判員候補者13万1860人のうち、59.1%に当たる7万7909人について辞退が認められている。段階別にみると、調査票や質問票の回答により事前に辞退が認められた裁判員候補者は合計7万2144人となっている。

また、辞退が認められた裁判員候補者の辞退事由別の内訳をみると、総数では調査票の回答に基づく、いわゆる定型的辞退事由を理由とする者（裁判員法16条1号ないし7号。70歳以上、学生等）が2万9157人（37.4%）と最も多く、その従事する事業における重要な用務を理由とする者（同法16条8号ハ）が1万8777人（24.1%）、疾病傷害を理由とする者（同法16条8号イ）が1万1206人（14.4%）と続いている。段階別でみると、選任手続期日前は裁判員法16条1号ないし7号の辞退事由による辞退が、選任手続期日当日は事業における重要な用務による辞退が、それぞれ最も多くなっている。

第2 裁判員等の選任に関する実施状況について

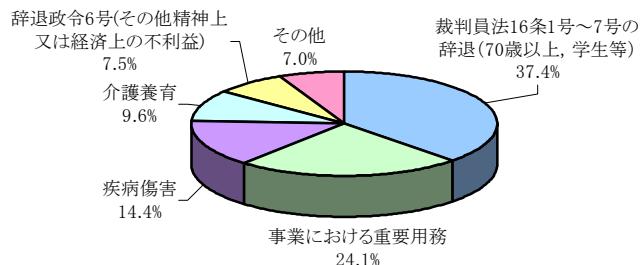
図表8 辞退が認められた裁判員候補者数及びその辞退事由別の内訳（選任手続期日の前と当日別）

	総数	選任手續期日前		選任手續期日当日
		辞退申出によって呼び出さない措置がされた裁判員候補者	辞退申出によって呼出取消しがされた裁判員候補者	
判決人員	1,525			
選定された裁判員候補者の数	131,860			
辞退が認められた裁判員候補者の数	(100.0) 77,909	(100.0) 36,366	(100.0) 35,778	(100.0) 5,765
裁判員法16条1号～7号の辞退(70歳以上, 学生等)	(37.4) 29,157	(69.0) 25,084	(11.1) 3,988	(1.5) 85
疾病傷害(法16条8号イ)	(14.4) 11,206	(19.2) 6,968	(10.7) 3,819	(7.3) 419
介護養育(法16条8号ロ)	(9.6) 7,479	(3.5) 1,278	(16.0) 5,734	(8.1) 467
事業における重要用務(法16条8号ハ)	(24.1) 18,777	(4.6) 1,674	(40.2) 14,396	(47.0) 2,707
社会生活上の重要用務(法16条8号ニ)	(1.8) 1,420	(0.3) 124	(2.8) 987	(5.4) 309
妊娠中又は産後8週以内(辞退政令1号)	(1.1) 832	(0.5) 187	(1.7) 615	(0.5) 30
法16条8号ロ以外の介護養育(辞退政令2号)	(1.1) 837	(0.3) 104	(1.8) 649	(1.5) 84
親族等の同居人の入院等の付添い(辞退政令3号)	(0.7) 534	(0.1) 37	(1.1) 388	(1.9) 109
出産等への立ち会い等(辞退政令4号)	(0.1) 101	(0.0) 16	(0.2) 80	(0.1) 5
遠隔地(辞退政令5号)	(2.2) 1,744	(0.6) 231	(4.2) 1,491	(0.4) 22
その他精神上又は経済上の不利益(辞退政令6号)	(7.5) 5,822	(1.8) 663	(10.1) 3,631	(26.5) 1,528

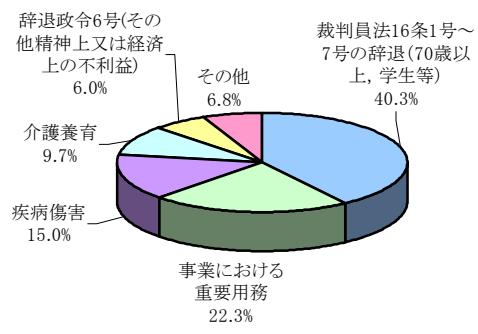
(注) 1 刑事通常第一審事件票による延べ人員（判決人員は実人員）である。

2 () は辞退が認められた裁判員候補者の数に対する割合 (%) である。

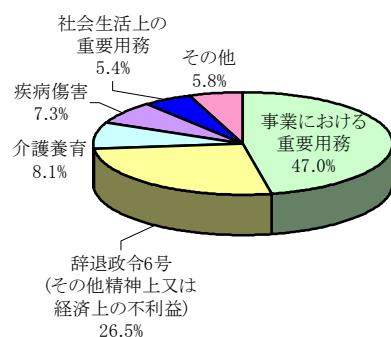
〔総 数〕



〔選任手続期日前〕



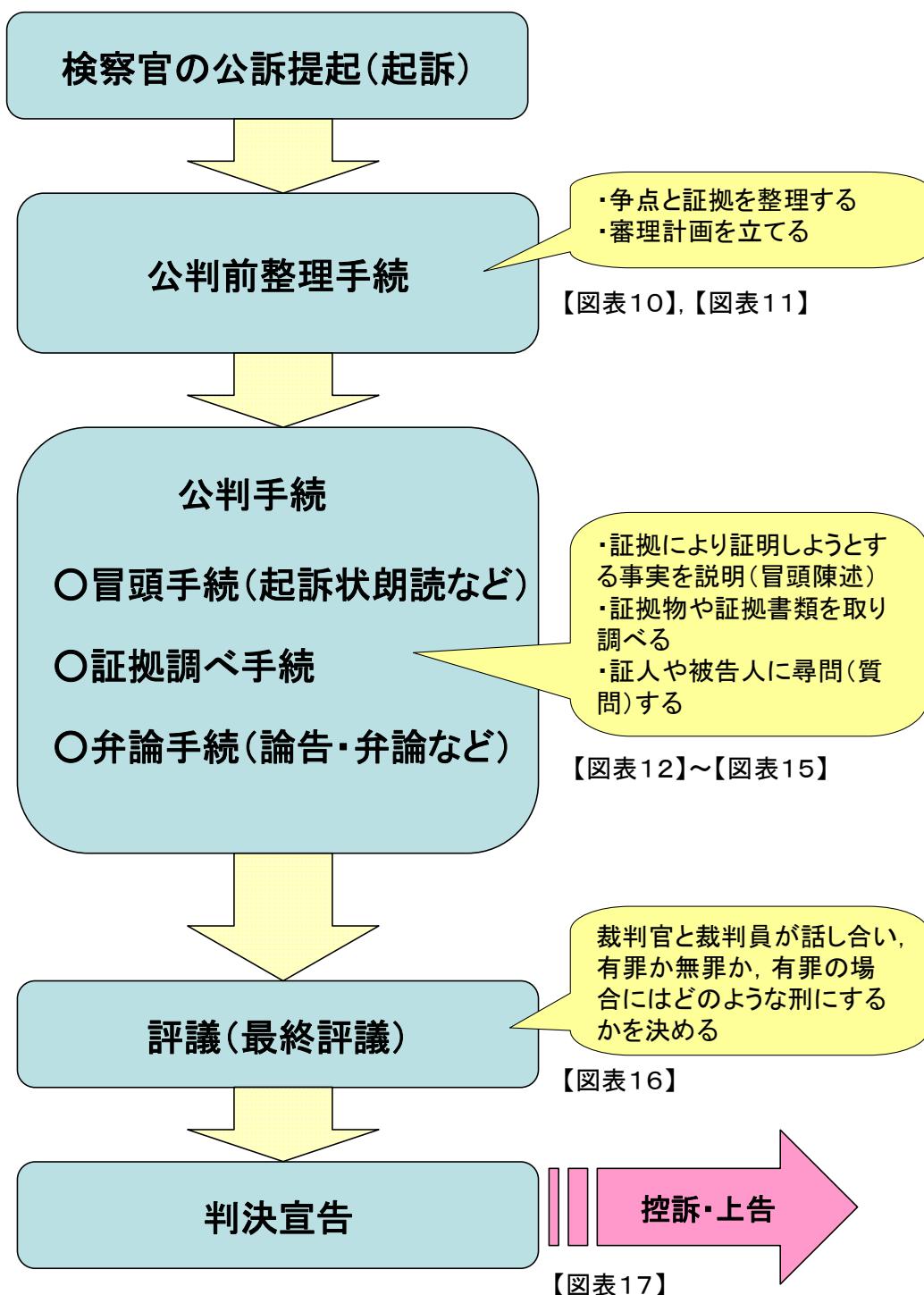
〔選任手続期日当日〕



第3 裁判員の参加する公判手続の実施状況について

1 公判手続の流れについて

起訴から公判前整理手続、公判手続を経て判決宣告に至るまでの流れ及び図表との関係をフローチャートで示すと、以下のとおりである。



2 概況

平成23年の裁判員裁判対象事件の公判手続に関する概況は、図表9のとおりである。各データの詳細は右欄外に記載した各図表を参照されたい。

図表9 裁判員裁判対象事件の公判手続概況データ

事項 (平均)	区分	総数	自白	否認	
平均審理期間	受理～第1回	8.1(月)	6.6(月)	10.1(月)	(注) 図表11参照
	受理～終局	8.9(月)	7.3(月)	10.9(月)	
平均開廷回数		4.1(回)	3.6(回)	4.9(回)	(注) 図表12参照
平均公判前整理手続期間		6.4(月)	5.0(月)	8.3(月)	(注) 図表11参照
平均公判前整理手続期日回数		5.1(回)	3.9(回)	6.8(回)	(注) 図表10参照
平均評議時間		564.1(分)	468.4(分)	696.3(分)	(注) 図表16参照
平均取調べ証拠数		32.5(個)	30.9(個)	34.7(個)	(注) 図表13参照
平均取調べ証人数		2.3(人)	1.5(人)	3.4(人)	(注) 図表14参照
平均証人尋問時間		165.4(分)	80.2(分)	259.6(分)	(注) 図表15参照
平均被告人質問時間		150.3(分)	119.4(分)	190.9(分)	"
平均開廷時間		662.3(分)	492.0(分)	885.5(分)	"

(注) 刑事通常第一審事件票及び刑事局への個別報告による。

3 審理

(1) 合議体の構成・除外決定等

合議体の構成は、すべての事件が裁判官3人、裁判員6人の構成をとっており、裁判官1人、裁判員4人の構成をとったもの（裁判員法2条2項、3項）はなかった。また、平成23年中に終局した事件において除外決定（同法3条1項）がされた事件の終局人員は2人であった。

区分審理（同法71条以下）がされた事件の終局人員は20人であり、審判の数（区分事件審判の数と併合事件審判の数の合計）は3個のものが1人、2個のものが19人であった。

区分事件審判の実施状況をみると、裁判官のみで構成する合議体により審理及び裁判がされたものは19個、裁判官3人と裁判員6人で構成する合議体により審理及び裁判されたものは2個であり、部分判決の結果は、有罪（一部無罪を含む。）が19個、無罪が2個であった。

第3 裁判員の参加する公判手続の実施状況について

(2) 公判前整理手続

公判前整理手続期日回数の平均及び分布状況（自白・否認別）は、図表10のとおりである。公判前整理手続期日を開いた回数は、平均5.1回であり、公判前整理手続を実施した判決人員1,513人のうち819人（54.1%）は4回以内に終了している。

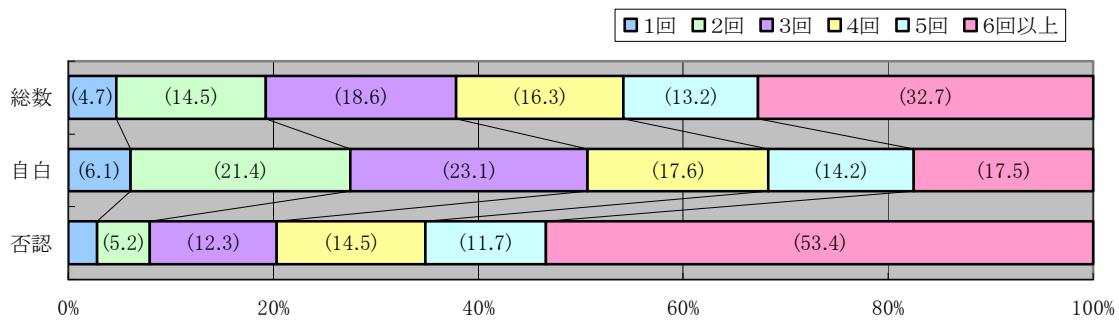
図表10 公判前整理手続期日回数別の判決人員の分布及び平均公判前整理手続期日

回数（自白否認別）

判決人員	公判前整理手続期日回数						平均公判前整理手續期日回数(回)
	1回	2回	3回	4回	5回	6回以上	
総数 1,513	(100.0) 71	(4.7) 220	(14.5) 281	(18.6) 247	(16.3) 199	(13.2) 495	(32.7) 5.1
自白 873	(100.0) 53	(6.1) 187	(21.4) 202	(23.1) 154	(17.6) 124	(14.2) 153	(17.5) 3.9
否認 640	(100.0) 18	(2.8) 33	(5.2) 79	(12.3) 93	(14.5) 75	(11.7) 342	(53.4) 6.8

(注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。

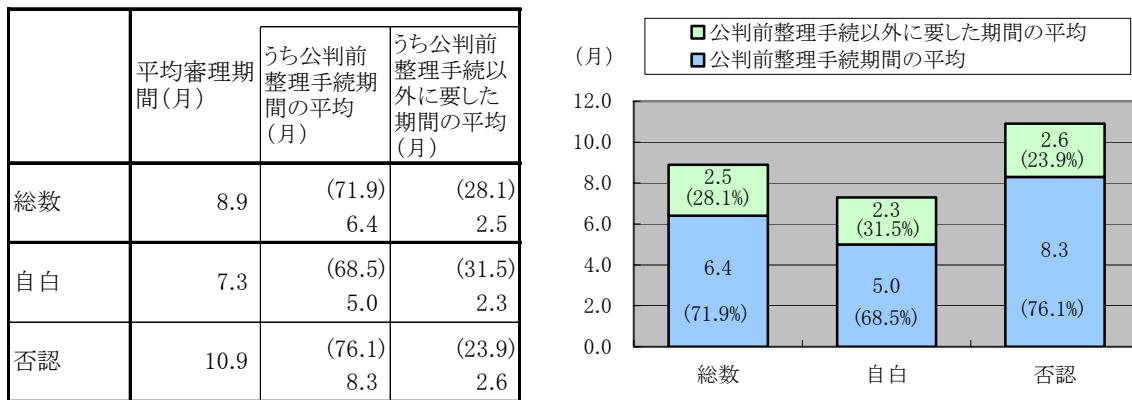
2 () は判決人員に対する割合(%)である。



平均審理期間、公判前整理手続期間及び同手続以外の手続に要した期間の平均（自白・否認別）をみると、図表11のとおりである。公判前整理手続以外の手続に要した期間とは、1)受理から公判前整理手続に付する決定までの期間、2)公判前整理手続終了から第1回公判期日までの期間及び3)実審理期間の合計である。

平成23年に行われた裁判員裁判の平均審理期間は、8.9月であり、このうち公判前整理手続に要した期間が6.4月、それ以外に要した期間が2.5月となっている。

図表11 自白否認別の平均審理期間及び平均公判前整理手続期間



(3) 開廷回数

開廷回数の平均及び分布状況を自白・否認別にみると、図表12のとおりである。公判期日を開いた回数（開廷回数）は、平均4.1回であり、全判決人員1,525人のうち1,134人（74.4%）が4回以内の開廷で終了している。

図表12 開廷回数別の判決人員の分布及び平均開廷回数（自白否認別）

判決人員		開廷回数							平均開廷回数(回)
		2回以下	3回	4回	5回	6回	7回	8回以上	
総数	1,525	44	582	508	191	75	53	72	4.1
自白	885	41	478	268	61	16	8	13	3.6
否認	640	3	104	240	130	59	45	59	4.9

(注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。

2 裁判員裁判対象事件以外の事件について公判を開いた後、裁判員裁判対象事件が併合されたものを含む。

(4) 公判審理（証拠調べ）

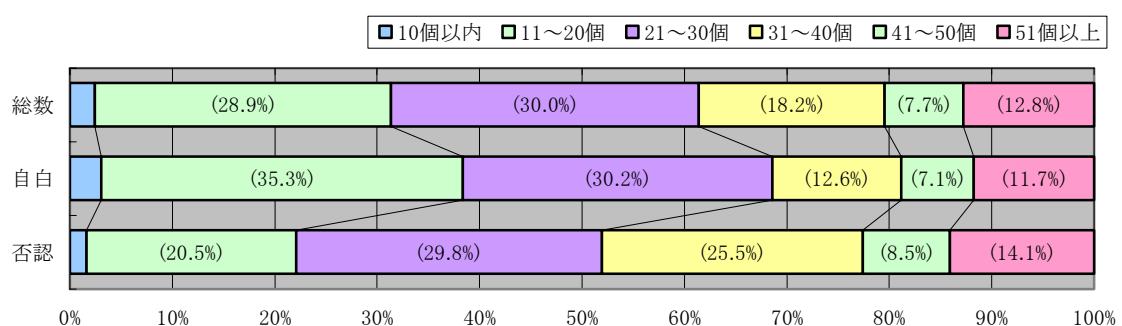
取調べ証拠数、取調べ証人数の各平均及び分布状況を自白・否認別にみると、図表13及び図表14のとおりであり、法廷で取り調べられた証拠の数の平均は32.5個【図表13】、証人の数の平均は2.3人である【図表14】。

図表13 取調べ証拠数別の終局件数の分布及び平均取調べ証拠数（自白否認別）

終局件数	取調べ証拠数						平均取調べ証拠数（個）
	10個以内	11～20個	21～30個	31～40個	41～50個	51個以上	
総数	1,442	35	417	433	262	111	184
自白	818	25	289	247	103	58	96
否認	624	10	128	186	159	53	88

(注) 1 刑事局への個別報告による件数建てであり、概数である。

2 取調べ証拠数には証人を含む。

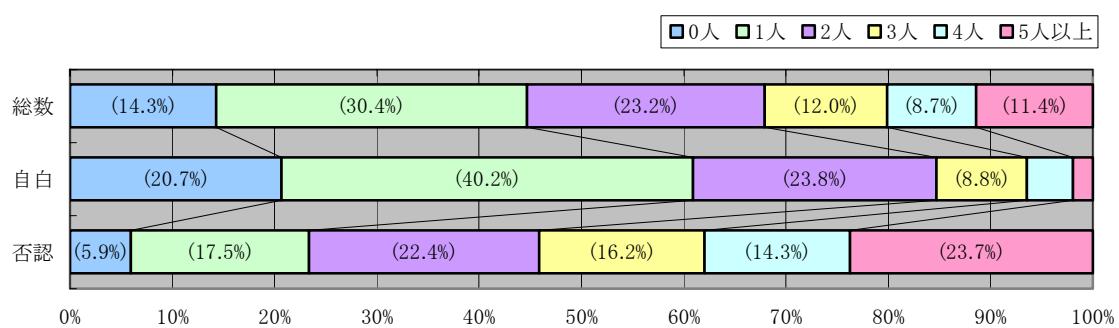


第3 裁判員の参加する公判手続の実施状況について

図表14 取調べ証人数別の終局件数の分布及び平均取調べ証人数（自白否認別）

総数	終局件数						平均取調べ証人数 (人)	
	取調べ証人数							
	0人	1人	2人	3人	4人	5人以上		
総数	1,442	206	438	335	173	126	164	2.3
自白	818	169	329	195	72	37	16	1.5
否認	624	37	109	140	101	89	148	3.4

(注) 刑事局への個別報告による件数建てであり、概数である。



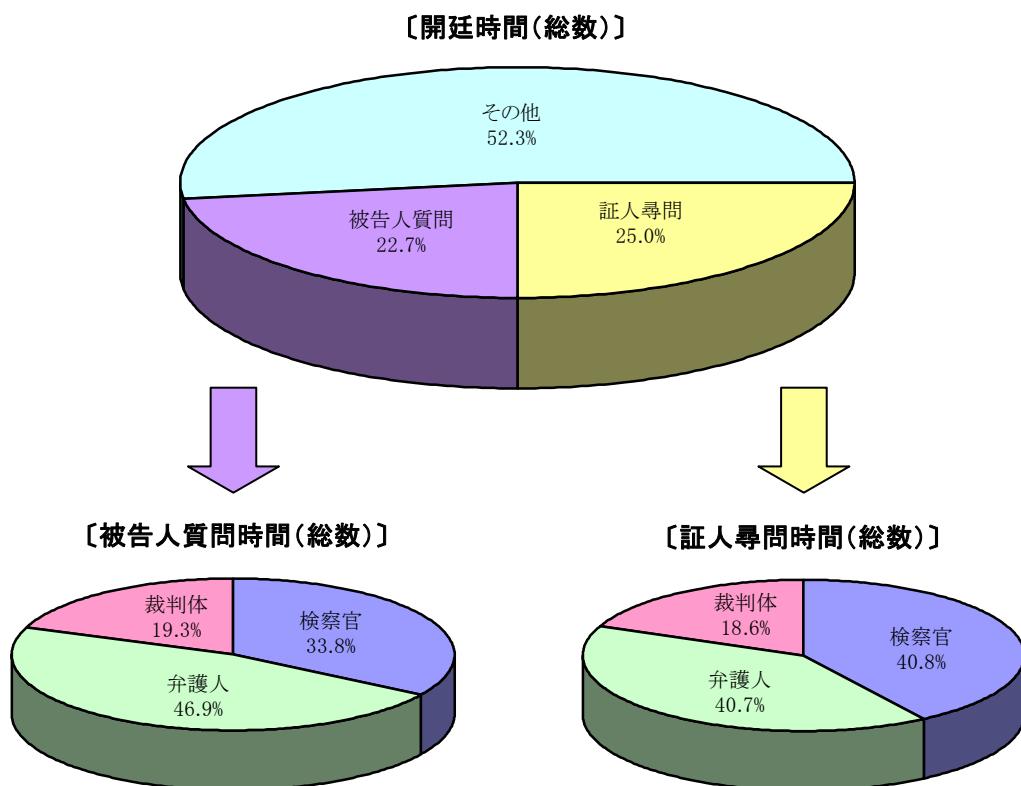
平均証人尋問時間及び平均被告人質問時間について、検察官、弁護人及び裁判体の各尋問（質問）時間の平均を自白・否認別にみると、図表15のとおりであり、下の円グラフは、開廷時間に占めるそれぞれの時間の割合をグラフ化したものである。

開廷時間の平均は662.3分であり、このうち証人尋問時間の平均が165.4分、被告人質問時間の平均が150.3分となっている。

図表15 平均証人尋問時間及び平均被告人質問時間の内訳（自白否認別）

	平均開廷時間 (分)	平均証人尋問時間 (分)	平均被告人質問時間(分)					
			うち検察官	うち弁護人	うち裁判体	うち検察官	うち弁護人	うち裁判体
総数	662.3	165.4	67.4	67.2	30.7	150.3	50.8	29.0
自白	492.0	80.2	27.5	35.2	17.5	119.4	39.0	25.2
否認	885.5	259.6	111.5	102.7	45.4	190.9	66.2	34.0

(注) 1 刑事局への個別報告による概数である。
2 「平均証人尋問時間」には、証人尋問を実施していないものを除く。



4 評議

評議時間の分布状況（自白・否認別）は、図表16のとおりである。なお、評議時間は、最終評議のみの時間であり、中間評議の時間を含まない。

最終評議の平均所要時間は、全事件で564.1分、自白事件では468.4分、否認事件では696.3分となっている。

図表16 評議時間別の判決人員の分布及び平均評議時間（自白否認別）

判決 人員	240分 以内	評議時間						平均評議 時間(分)	
		360分 以内	480分 以内	600分 以内	720分 以内	840分 以内	840分 を超える		
総数	1,525	74	283	382	287	200	99	200	564.1
自白	885	69	218	272	162	83	37	44	468.4
否認	640	5	65	110	125	117	62	156	696.3

(注) 刑事通常第一審事件票による実人員である。

5 裁判の結果

罪名別の量刑分布状況及び控訴申立人員は、図表17のとおりである。

平成23年に判決があった1,525人のうち、有罪が1,514人（一部無罪の1人を含む。）、無罪が10人、少年法55条による家裁移送が1人となっている。有罪判決の内訳をみると、死刑が9人、無期懲役が24人、有期懲役（実刑）が1,241人、執行猶予付有期懲役が240人（うち保護観察付執行猶予が136人）となっている。

判決を受けた1,525人中、542人について控訴がされている。

第3 裁判員の参加する公判手続の実施状況について

図表17 罪名別・量刑分布別（終局区分別を含む）の終局人員

終局人員	終局区分別															控訴申立人員	控訴率（%）		
	有罪										有期懲役								
	有罪人員	死刑	無期懲役	30年以下	25年以下	20年以下	15年以下	10年以下	7年以下	5年以下	3年以下		無罪	家裁へ移送	その他				
											実刑	執行猶予							
総数	1,570	1,514	9	24	19	25	71	173	306	293	263	91	240	136	10	1	45	542	35.6
殺人	345	335	2	8	5	9	37	62	35	48	37	24	68	27	2	-	8	115	34.1
強盜致傷	331	318	-	-	-	1	7	29	77	82	80	10	32	22	1	1	11	125	39.2
覚せい剤取締法違反	169	162	-	-	-	-	7	21	90	31	5	6	2	2	5	-	2	84	50.3
現住建造物等放火	155	151	-	-	1	-	-	3	8	23	39	20	57	42	-	-	4	31	20.5
傷害致死	134	129	-	-	-	4	-	12	34	34	28	6	11	2	2	-	3	42	32.1
(準)強姦致死傷	96	88	-	-	3	3	6	9	20	28	13	3	3	3	-	-	8	37	42.0
(準)強制わいせつ致死傷	88	87	-	-	-	-	-	3	4	11	23	13	33	24	-	-	1	15	17.2
強盗強姦	53	46	-	1	5	2	6	16	12	4	-	-	-	-	-	-	7	18	39.1
強盗致死(強盗殺人)	42	42	7	15	5	4	3	4	4	-	-	-	-	-	-	-	-	30	71.4
麻薬特例法違反	39	39	-	-	-	-	1	6	12	14	6	-	-	-	-	-	-	16	41.0
偽造通貨行使	26	26	-	-	-	-	-	-	-	-	9	2	15	6	-	-	-	4	15.4
逮捕監禁致死	25	25	-	-	-	-	-	-	3	4	7	1	10	2	-	-	-	5	20.0
危険運転致死	17	17	-	-	-	-	-	2	2	6	4	3	-	-	-	-	-	10	58.8
傷害	8	8	-	-	-	-	-	-	-	-	3	1	4	2	-	-	-	2	25.0
保護責任者遺棄致死	8	8	-	-	-	-	-	-	2	2	2	1	1	1	-	-	-	2	25.0
通貨偽造	5	5	-	-	-	-	-	-	-	-	2	1	2	2	-	-	-	-	-
集團(準)強姦致死傷	5	5	-	-	-	2	2	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	3	60.0
強盗	5	5	-	-	-	-	1	-	1	1	2	-	-	-	-	-	-	1	20.0
(準)強姦	3	3	-	-	-	-	-	1	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-
拐取者身の代金取得等	3	3	-	-	-	-	-	-	1	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-
組織的犯罪処罰法違反	3	3	-	-	-	-	1	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-
銃刀法違反	2	2	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	50.0
麻薬取締法違反	2	2	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	50.0
非現住建造物等放火	1	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ガス漏出等致死	1	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(準)強制わいせつ	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-
自殺関与及び同意殺人	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-
窃盗	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
海賊行為処罰法違反	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-

(注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。

2 「その他」は、公訴棄却、移送等である。

3 禁錮刑及び罰金刑の終局人員はない。

6 控訴・上告

裁判員裁判による判決に対し、控訴を申し立てた人員のうち、平成23年に終局した控訴事件について、第一審の結果ごとの控訴審の結果の分布及び上告申立人員は、図表18のとおりである。

控訴審判決を受けた487人中、243人について上告がされている。

平成23年に終局した上告審につき、控訴審の結果ごとの上告理由の分布状況は、図表19のとおりである。

図表18 第一審結果別の控訴審結果の分布

第一審の結果	第一審終局人員	控訴審終局人員	控訴審の結果							上告申立人員
			控訴棄却	破棄差戻	に3う よ9ち る7刑 も1訴 の項法	破棄自判	に3う よ9ち る7刑 も1訴 の項法	取下げ	その他	
総数	1,570	552	444	2	2	41	15	63	2	243
死刑	9	1	–	–	–	–	–	1	–	–
無期懲役	24	26	25	–	–	–	–	1	–	20
有期懲役	30年以下	19	11	11	–	–	–	–	–	6
	25年以下	25	18	17	–	–	1	1	–	8
	20年以下	71	37	33	–	–	–	–	4	–
	15年以下	173	87	73	1	1	5	2	8	–
	10年以下	306	140	113	–	–	11	4	16	–
	7年以下	293	107	82	–	–	6	3	18	1
	5年以下	263	88	63	–	–	14	2	11	–
	3年以下 うち執行猶予	331 240	35 4	27 1	1	1	2	1	4 1	9 1
罰金	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
無罪	10	2	–	–	–	2	2	–	–	2
その他	46	–	–	–	–	–	–	–	–	–

(注) 1 刑事通常第一審事件票及び刑事控訴事件票による実人員である。

2 「上告申立人員」には、上告申立後、記録送付前に上告取下げがあった人員を含む。

図表19 控訴審結果別の上告理由の分布（上告審終局分）

控訴審の結果		上告審終局人員総数	被告人側						検察官側						双方								
			憲法違反	判例違反	法令違反	量刑不当	事実誤認	再審事由	その他	憲法違反	判例違反	法令違反	量刑不当	事実誤認	再審事由	その他	憲法違反	判例違反	法令違反	量刑不当	事実誤認	再審事由	その他
総数		194	43	25	61	107	102	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1
控訴棄却		184	41	24	58	102	98	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1
破棄自判	死刑	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	無期	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	30年以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	25年以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	20年以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	15年以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	10年以下	4	-	-	1	3	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	7年以下	2	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	5年以下	3	2	-	1	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	3年 うち執行猶予	1	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
無罪		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
破棄差戻し・移送		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
公訴棄却		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

- (注) 1 刑事上告事件票による実人員である。
 2 上告理由が複数ある場合には、各欄にそれぞれ重複して計上した。
 3 上告理由の「その他」は、刑の廃止・変更、大赦等である。
 4 上告趣意書提出前取下げ等の理由で判明しなかった場合は掲げていない。ただし、上告審終局人員には計上した。

第4 その他

裁判員候補者及び裁判員等に対し、手話通訳、要約筆記、点字翻訳を要したとして報告がされた状況は、裁判員候補者が18人、裁判員等が4人であり、障害のある裁判員候補者及び裁判員等に対し何らかの対応をしたとして報告がされた事件は42件あった。なお、手話通訳人等を付した被告人はいなかった。

また、裁判員法（106条ないし112条）に違反したとして処理されたものはなかった。